

# 農業基盤整備促進事業費補助金（農業基盤整備促進事業）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作

## 2 事業概要

農業の経営規模の拡大や農作物の高付加価値化・品質向上等に取り組む際に支障となる農地の区画狭小・排水不良や農業用水の不足等の課題解決に向けて、地域の実情に応じたきめ細かな対応を図るための農業用排水路等の農業生産基盤の整備に対して支援します。

## 3 利用対象者

地方公共団体、土地改良区、農業協同組合、農業を営む法人 等

## 4 支援内容

(1) 補助要件：事業費2,000千円以上、農業者2者以上

### (2) 対象経費

- ・農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農用地保全施設等の整備に要する工事費（ハード事業）
- ・営農支援のための対策（実証展示ほの設置、農産物の需給動向の把握、輪作体系の検討、販売先に係る調査、農業機械のリース等）に要する経費（ソフト事業）

(3) 補助率：64%以内（指定地域<sup>\*</sup>は69%以内）

※過疎、山村振興、特定農山村、特別豪雪、離島、半島、急傾斜、指定棚田

(4) 補助上限額：(3)補助率により算定した額

(5) その他（補助を受けられる期間等について）

- ・ハード事業のみ実施する場合：最大3年
- ・ソフト事業、ハード事業の両方実施する場合：最大5年

## 5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：随時受付

(2) 申請書類（様式）の入手方法：各総合支庁農村計画課から入手

(3) 申込み先：各総合支庁農村計画課

## 6 問合せ先

(1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2) 担当（係）名：計画調整担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農村計画課 023-621-8388  
最上総合支庁農村計画課 0233-29-1340  
置賜総合支庁農村計画課 0238-26-6057  
庄内総合支庁農村計画課 0235-66-5553

## 土地改良事業調査計画費補助金

1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○園芸

### 2 事業概要

県営又は団体営事業として実施する土地改良事業施行予定地区における調査及び事業計画の作成に対して支援します。

### 3 利用対象者

農業協同組合、土地改良区、地方公共団体

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件

国庫補助事業の採択基準に該当していること

#### (2) 対象経費

土地改良事業の調査計画に要する経費

#### (3) 補助率

- ・水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業 40%
- ・防災減災事業 50%
- ・その他の事業 60%

#### (4) 補助上限額

(3)の補助率による額

#### (5) その他(補助を受けられる期間等について)

事業実施期間は概ね3年以内

### 5 募集期間

#### (1) 募集期間(予定): 随時受付\*

※ 調査計画の実施を希望する前年度の8月末日までに申請書を提出

#### (2) 申請書類(様式)の入手方法: 各総合支庁農村計画課から入手

#### (3) 申込み先: 各総合支庁農村計画課

### 6 問合せ先

(1) 機関名・課名: 各総合支庁農村計画課

(2) 担当(係)名: 計画調整担当

(3) 電話番号: 村山総合支庁農村計画課 023-621-8388  
最上総合支庁農村計画課 0233-29-1340  
置賜総合支庁農村計画課 0238-26-6057  
庄内総合支庁農村計画課 0235-66-5553

# 地域農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金

1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○その他（農業水利施設）

## 2 事業概要

団体営造成施設において、機能保全計画に基づき実施する対策工事費の一部を支援します。

## 3 利用対象者

地方公共団体、土地改良区・県土連

## 4 支援内容

### (1) 補助要件

- ・地区の受益面積10ha以上
- ・機能保全計画に基づいて実施するものであること

(2) 対象経費：対策工事費

(3) 補助率：64%（6法<sup>\*</sup>指定地域69%）

※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、特定農山村法、豪雪地帯対策特別措置法、離島振興法、半島振興法

(4) 補助上限額：(3)補助率により算定した額

## 5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：随時受付

(2) 申請書類（様式）の入手方法：各総合支庁農村計画課から入手

(3) 申込み先：各総合支庁農村計画課

## 6 問合せ先

### 【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農村整備課

(2) 担当（係）名：水利施設整備担当

(3) 電話番号：023-630-2497

### 【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2) 担当（係）名：計画調整担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農村計画課 023-621-8388

最上総合支庁農村計画課 0233-29-1340

置賜総合支庁農村計画課 0238-26-6057

庄内総合支庁農村計画課 0235-66-5553

## 農業水路等長寿命化・防災減災事業費補助金

1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○その他（農業水利施設）

### 2 事業概要

農業水利施設の老朽化にきめ細かく対応して長寿命化を図るほか、水管理や維持管理の省力化に資する対策や、施設の機能低下による災害発生を未然に防ぐ対策工事費の一部を支援します。

### 3 利用対象者

地方公共団体、土地改良区・県土連

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件

- ・長寿命化・防災減災整備計画に基づいて実施される対策工事
- ・総事業費2,000千円以上、受益者2者以上
- ・事業期間3年以内（ため池の整備を行う場合は5年以内）

(2) 対象経費：対策工事費

(3) 補助率：64%（6法\*指定地域69%）

※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、特定農山村法、豪雪地帯対策特別措置法、離島振興法、半島振興法

(4) 補助上限額：(3)補助率により算定した額

### 5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：随時受付

(2) 申請書類（様式）の入手方法：各総合支庁農村計画課から入手

(3) 申込み先：各総合支庁農村計画課

### 6 問合せ先

#### 【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農村整備課

(2) 担当（係）名：水利施設整備担当

(3) 電話番号：023-630-2497

#### 【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2) 担当（係）名：計画調整担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農村計画課   023-621-8388  
最上総合支庁農村計画課   0233-29-1340  
置賜総合支庁農村計画課   0238-26-6057  
庄内総合支庁農村計画課   0235-66-5553